

平成28年1月から、マイナンバーの利用が始まります。



こちらの封筒でお届けしています。
転送不要の「簡易書留」



これがマイナンバーだよ！
一生使う大事な番号なので
大切に保管してね！

通知カードについて

11月頃から、住民票の住所に、世帯ごとに、お届けしています。届いていない方は、うるま市市民課「マイナンバー交付担当」までお問い合わせください。
☎989-5410
※「個人番号カード」の申請書も同封されていますので、希望者は申請により交付を受けることができます。

このような場面で、 あなたもマイナンバーを使います。

年金や福祉（生活保護、障害者福祉、児童福祉、介護保険、健康管理）の手続き、国民健康保険、後期高齢者医療制度や税の手続きなど、法令で定められた手続きにおいて、通知カード等の提示を求められることとなります。

※マイナンバーを利用して、添付書類（住民票や所得証明書など）が省略できる場合があります。

通知カードと身分証を見せてください。

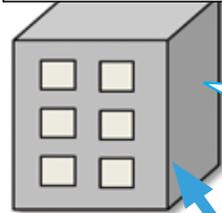
児童手当を申請します。

介護認定を受けたいのですが。

通知カードと身分証を見せてください。
※代理人が申請する場合には、代理人の通知カードや身分証、委任状等も必要になります。

勤務先などにマイナンバーの提出を求められる場合があります。

会社やアルバイト先など



源泉徴収票や扶養控除等（異動）申告書など、市役所や税務署に提出する書類を作成するために、マイナンバーが必要です（利用の目的を明示）。



事業者のみなさま、準備はお済みですか？

6つの導入チェックリスト

従業員を雇用している**すべての事業者**に必要です。

- 1 マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。
- 2 マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- 3 マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- 4 ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょ。
- 5 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。
- 6 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょ。

マイナンバーに便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！

マイナンバーに関する手続きにおいて、電話などで口座番号や資産のことを聞いたり、お金を要求したりすることは一切ありません。不審と思った電話は、すぐに切り、下記に相談してください。



●消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

原則、最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内しますので、相談できる時間帯は、お住いの地域の相談窓口により異なります。

●警察 相談専用電話 ☎#9110

又は、最寄りの警察署まで

#9110は、原則、平日の8:30～17:15（※各都道府県警察本部で異なります。土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直又は留守番電話で対応）

【マイナンバーについて詳しく知りたい方は、】

- マイナンバー（社会保障・税番号制度）のホームページ
➔<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 政府広報オンライン
➔<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/>

「マイナンバー総合フリーダイヤル」が開設されました。

0120-95-0178 (無料)

- マイナンバー制度に関するお問い合わせや、「通知カード」「個人番号カード」に関することにお答えします。
- 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30(年末年始12月29日～1月3日を除く)